

**特集2**

**犯罪被害の実態（犯罪被害の暗数と精神障害を有する者等の性犯罪被害）**  
**—令和7年版犯罪白書を読む**

# 令和7年版犯罪白書の解説

法務総合研究所研究部総括研究官  
**藤原尚子** Naoko Fujiwara

## I はじめに

犯罪白書は、昭和35年の創刊から今回で66回目の発刊を迎える。犯罪とその対策の現況を明らかにするという創刊時の目的は今日まで引き継がれ、それぞれの時代における犯罪情勢と犯罪者処遇の実情に加え、特に刑事政策上の課題となっている事柄に焦点を当てた調査・研究の結果を紹介することで、刑事政策の策定とその実現に資する基礎資料を提供してきた。本稿は、今般公表された「令和7年版犯罪白書」（以下「本白書」という。）の概要について、誌面の許す範囲で解説するものである。

本白書の特集テーマは、「犯罪被害の実態（犯罪被害の暗数と精神障害を有する者等の性犯罪被害）」である。平成16年12月、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が制定され、政府は、同法に基づき、犯罪被害者等のための施策（犯罪被害者等施策）に関する基本的な計画（犯罪被害者等基本計画）を策定し、犯罪被害者等のための施策を進展させてきた。令和3年3月に策定された第4次犯罪被害者等基本計画では、法務省において、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施することとされた。そこで、法務総合研

究所では、同計画に沿って、令和5年、精神障害を有する者の性犯罪被害の実態を具体的に明らかにするため、精神障害を有する者等の性犯罪被害について、刑事事件の確定記録調査を実施し、令和6年には、犯罪被害の動向等を明らかにするため、一般国民を対象としたアンケート調査である犯罪被害実態（暗数）調査を実施した。本白書においては、我が国における近年の犯罪被害の動向、犯罪被害者等施策の取組の現状等を紹介するとともに、両調査の結果を踏まえ、我が国における犯罪被害の実態等について総合的に考察し、犯罪被害者等の支援の在り方等について留意すべき点を検討した。

以下、令和6年の犯罪情勢を中心とする犯罪の動向（ルーティーン部分）及び特集について、それぞれの概要を紹介していきたい。なお、本稿における用語、略称等は、本白書に従い、本稿中、意見や評価にわたる部分については、本白書からの引用に係る部分を除き、筆者の私見である。

## II 令和6年の犯罪情勢等について

### 1 刑法犯

刑法犯の認知件数は、平成14年（285万3,739件）をピークとして減少し、平成27年から令和3年までは戦後最少を更新していたが、令和